

山口県報

平成 27 年
3 月 24 日
(火曜日)

目 次

- 規則
建設業法施行細則の一部を改正する規則（監理課）……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（長寿社会課）……………三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定（長寿社会課）……………三
- 道路の区域の変更（道路整備課）……………三
- 道路の供用の開始（道路整備課）……………四
- 岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………四
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（二件）（砂防課）……………四
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……………七
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………七
- 津波災害警戒区域の指定（河川課）……………九

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十三号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十四年山口県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、国土交通大臣の許可を受けた建設業者で県の区域内に営業所を有するものに係る同条に規定する書類の写し」を削り、同条第三項中「又は国土交通大臣」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県告示第五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年三月二十四日から同年四月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日産化学工業株式会社
住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日産化学工業株式会社小野田工場
所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
七	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	二二二、〇八二・五二二、七八三・一
八	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	
六	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	
三〇	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	
二	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	
九	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	
一・四	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	

山口県告示第百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医 療 所 機 関 地 廃止年月日

よしかわ脳神経外科クリ 宇部市東小串二丁目一番六号 平成二七、一、三二ニツク

山口県告示第百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医 療 所 機 関 地 指定年月日

医療法人よしかわ脳神経外 宇部市東小串二丁目一番六号 平成二七、二、一科クリニツク

山口県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 秋芳三隅線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢市秋芳町嘉万字秀盛四九六八の一 一地从先から 同市秋芳町嘉万字秀盛四九八八の一 地先まで	最狭 一〇・六	最狭 一七・九	一七九・七	一七九・七	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道

路線名 三瀬川下松線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	旧	新			
下松市大字下谷字美の越四八〇の三 地先から	最狭 三・〇	最狭 六・六	二二〇・〇		

同市 同大字 同字四七八地先まで	新	最狭 二〇・八	一 二〇・七	道路改良工事の 完了による。
------------------	---	------------	-----------	-------------------

道路の種類 県道
路線名 笠戸島線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下松市大字笠戸島字尾郷六一六の一 地先から 同市 同大字 同字六〇二の一 地先まで	最狭 一五・〇	最狭 二一・〇	一五・〇	一四〇・〇	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 秋芳三隅線	美祢市秋芳町嘉万字秀盛四九六八の一 地先から 同市秋芳町嘉万字秀盛四九八八の一 地先まで	平成二十七年三月 二十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 三瀬川下松線	下松市大字下谷字美の越四八〇の三 地先から 同市 同大字 同字四七八地先まで	平成二十七年三月 二十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 笠戸島線	下松市大字笠戸島字尾郷六一六の一 地先から 同市 同大字 同字六〇二の一 地先まで	平成二十七年三月 二十五日

山口県告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称
和木町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画下水道事業和木町公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十二年五月十三日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
玖珂郡和木町和木一丁目、和木二丁目、和木三丁目、和木四丁目、和木五丁目、和木六丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、関ヶ浜一丁目、関ヶ浜二丁目及び大字瀬田

山口県告示第百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十年山口県告示第百四十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
三隅上(一)(1)、三隅上(一)(2)、三隅上(一)(3)、三隅上(一)(4)、三隅上(一)(5)、三隅上(一)(6)、三

平成二十七年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 油谷伊上(一)(1)、油谷伊上(一)(2)、油谷伊上(一)(3)、油谷伊上(一)(4)、油谷伊上(一)(5)、油谷伊上(一)(6)、油谷伊上(一)(7)、油谷伊上(一)(8)、油谷伊上(一)(9)、油谷伊上(一)(10)、油谷伊上(一)(11)、油谷伊上(一)(12)、油谷伊上(一)(13)、油谷伊上(一)(14)、油谷伊上(一)(15)、油谷伊上(一)(16)、油谷伊上(一)(17)、油谷伊上(一)(18)、油谷伊上(一)(19)、油谷伊上(一)(20)、油谷伊上(一)(21)、油谷伊上(一)(22)、油谷伊上(一)(23)、油谷伊上(一)(24)、油谷伊上(一)(25)、油谷伊上(一)(26)、油谷伊上(一)(27)、油谷伊上(一)(28)、油谷伊上(一)(29)、油谷伊上(一)(30)、油谷伊上(一)(31)、油谷伊上(一)(32)、油谷伊上(一)(33)、油谷伊上(一)(34)、油谷伊上(一)(35)、油谷伊上(一)(36)、油谷伊上(一)(37)、油谷伊上(一)(38)、油谷伊上(一)(39)、油谷伊上(一)(40)、油谷伊上(一)(41)、油谷伊上(一)(42)、油谷伊上(一)(43)、油谷伊上(一)(44)、油谷伊上(一)(45)、油谷伊上(一)(46)、油谷伊上(一)(47)、油谷伊上(一)(48)、油谷伊上(一)(49)、油谷伊上(一)(50)、油谷伊上(一)(51)、油谷伊上(一)(52)、油谷伊上(一)(53)、油谷伊上(一)(54)、油谷伊上(一)(55)、油谷伊上(一)(56)、油谷伊上(一)(57)、油谷伊上(一)(58)、油谷伊上(一)(59)、油谷伊上(一)(60)、油谷伊上(一)(61)、油谷伊上(一)(62)、油谷伊上(一)(63)、油谷伊上(一)(64)、油谷伊上(一)(65)、油谷伊上(一)(66)、油谷伊上(一)(67)、油谷伊上(一)(68)、油谷伊上(一)(69)、油谷伊上(一)(70)、油谷伊上(一)(71)、油谷伊上(一)(72)、油谷伊上(一)(73)、油谷伊上(一)(74)、油谷伊上(一)(75)、油谷伊上(一)(76)、油谷伊上(一)(77)、油谷伊上(一)(78)、油谷伊上(一)(79)、油谷伊上(一)(80)、油谷伊上(一)(81)、油谷伊上(一)(82)、油谷伊上(一)(83)、油谷伊上(一)(84)、油谷伊上(一)(85)、油谷伊上(一)(86)、油谷伊上(一)(87)、油谷伊上(一)(88)、油谷伊上(一)(89)、油谷伊上(一)(90)、油谷伊上(一)(91)、油谷伊上(一)(92)、油谷伊上(一)(93)、油谷伊上(一)(94)、油谷伊上(一)(95)、油谷伊上(一)(96)、油谷伊上(一)(97)、油谷伊上(一)(98)、油谷伊上(一)(99)、油谷伊上(一)(100)

富(一)(14)、油谷久富(一)(15)、油谷久富(一)(16)、油谷久富(一)(17)、油谷久富(一)(18)、油谷久富(一)(19)、油谷向津具上(一)(1)、油谷向津具上(一)(2)、油谷向津具上(一)(3)、油谷向津具上(一)(4)、油谷向津具上(一)(5)、油谷向津具上(一)(6)、油谷向津具上(一)(7)、油谷向津具上(一)(8)、油谷向津具上(一)(9)、油谷向津具上(一)(10)、油谷向津具上(一)(11)、油谷向津具上(一)(12)、油谷向津具上(一)(13)、油谷向津具上(一)(14)、油谷向津具上(一)(15)、油谷向津具上(一)(16)、油谷向津具上(一)(17)、油谷向津具上(一)(18)、油谷向津具上(一)(19)、油谷向津具上(一)(20)、油谷向津具上(一)(21)、油谷向津具上(一)(22)、油谷向津具上(一)(23)、油谷向津具上(一)(24)、油谷向津具上(一)(25)、油谷向津具上(一)(26)、油谷向津具上(一)(27)、油谷向津具上(一)(28)、油谷向津具上(一)(29)、油谷向津具上(一)(30)、油谷向津具上(一)(31)、油谷向津具上(一)(32)、油谷向津具上(一)(33)、油谷向津具上(一)(34)、油谷向津具上(一)(35)、油谷向津具上(一)(36)、油谷向津具上(一)(37)、油谷向津具上(一)(38)、油谷向津具上(一)(39)、油谷向津具上(一)(40)、油谷向津具上(一)(41)、油谷向津具上(一)(42)、油谷向津具上(一)(43)、油谷向津具上(一)(44)、油谷向津具上(一)(45)、油谷向津具上(一)(46)、油谷向津具上(一)(47)、油谷向津具上(一)(48)、油谷向津具上(一)(49)、油谷向津具上(一)(50)、油谷向津具上(一)(51)、油谷向津具上(一)(52)、油谷向津具上(一)(53)、油谷向津具上(一)(54)、油谷向津具上(一)(55)、油谷向津具上(一)(56)、油谷向津具上(一)(57)、油谷向津具上(一)(58)、油谷向津具上(一)(59)、油谷向津具上(一)(60)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建設部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 富(一)(14)、油谷久富(一)(15)、油谷久富(一)(16)、油谷久富(一)(17)、油谷久富(一)(18)、油谷久富(一)(19)、油谷向津具上(一)(1)、油谷向津具上(一)(2)、油谷向津具上(一)(3)、油谷向津具上(一)(4)、油谷向津具上(一)(5)、油谷向津具上(一)(6)、油谷向津具上(一)(7)、油谷向津具上(一)(8)、油谷向津具上(一)(9)、油谷向津具上(一)(10)、油谷向津具上(一)(11)、油谷向津具上(一)(12)、油谷向津具上(一)(13)、油谷向津具上(一)(14)、油谷向津具上(一)(15)、油谷向津具上(一)(16)、油谷向津具上(一)(17)、油谷向津具上(一)(18)、油谷向津具上(一)(19)、油谷向津具上(一)(20)、油谷向津具上(一)(21)、油谷向津具上(一)(22)、油谷向津具上(一)(23)、油谷向津具上(一)(24)、油谷向津具上(一)(25)、油谷向津具上(一)(26)、油谷向津具上(一)(27)、油谷向津具上(一)(28)、油谷向津具上(一)(29)、油谷向津具上(一)(30)、油谷向津具上(一)(31)、油谷向津具上(一)(32)、油谷向津具上(一)(33)、油谷向津具上(一)(34)、油谷向津具上(一)(35)、油谷向津具上(一)(36)、油谷向津具上(一)(37)、油谷向津具上(一)(38)、油谷向津具上(一)(39)、油谷向津具上(一)(40)、油谷向津具上(一)(41)、油谷向津具上(一)(42)、油谷向津具上(一)(43)、油谷向津具上(一)(44)、油谷向津具上(一)(45)、油谷向津具上(一)(46)、油谷向津具上(一)(47)、油谷向津具上(一)(48)、油谷向津具上(一)(49)、油谷向津具上(一)(50)、油谷向津具上(一)(51)、油谷向津具上(一)(52)、油谷向津具上(一)(53)、油谷向津具上(一)(54)、油谷向津具上(一)(55)、油谷向津具上(一)(56)、油谷向津具上(一)(57)、油谷向津具上(一)(58)、油谷向津具上(一)(59)、油谷向津具上(一)(60)

- (15)、三隅中(16)、三隅中(17)、三隅中(18)、三隅中(19)、三隅中(20)、三隅中(21)、三隅中(22)、三隅中(23)、三隅中(24)、三隅中(25)、三隅中(26)、三隅中(27)、三隅中(28)、三隅中(29)、三隅中(30)、三隅中(31)、三隅中(32)、三隅中(33)、三隅中(34)、三隅中(35)、三隅中(36)、三隅中(37)、三隅中(38)、三隅中(39)、三隅中(40)、三隅中(41)、三隅中(42)、三隅中(43)、三隅中(44)、油谷伊上(1)、油谷伊上(2)、油谷伊上(3)、油谷伊上(4)、油谷伊上(5)、油谷伊上(6)、油谷伊上(7)、油谷伊上(8)、油谷伊上(9)、油谷伊上(10)、油谷伊上(11)、油谷伊上(12)、油谷伊上(13)、油谷伊上(14)、油谷伊上(15)、油谷伊上(16)、油谷伊上(17)、油谷伊上(19)、油谷伊上(20)、油谷伊上(21)、油谷伊上(22)、油谷伊上(23)、油谷伊上(24)、油谷伊上(25)、油谷伊上(26)、油谷伊上(27)、油谷伊上(28)、油谷伊上(29)、油谷伊上(30)、油谷伊上(31)、油谷伊上(32)、油谷伊上(33)、油谷伊上(34)、油谷伊上(35)、油谷伊上(36)、油谷伊上(37)、油谷伊上(38)、油谷伊上(39)、油谷伊上(40)、油谷伊上(41)、油谷伊上(42)、油谷伊上(43)、油谷伊上(44)、油谷伊上(45)、油谷伊上(46)、油谷伊上(47)、油谷伊上(48)、油谷伊上(49)、油谷伊上(50)、油谷伊上(51)、油谷伊上(52)、油谷伊上(53)、油谷伊上(54)、油谷伊上(55)、油谷伊上(56)、油谷伊上(57)、油谷伊上(58)、油谷伊上(59)、油谷伊上(60)、油谷伊上(61)、油谷伊上(62)、油谷伊上(63)、油谷伊上(64)、油谷伊上(65)、油谷伊上(66)、油谷伊上(67)、油谷伊上(68)、油谷伊上(69)、油谷伊上(70)、油谷伊上(71)、油谷伊上(72)、油谷伊上(73)、油谷伊上(74)、油谷伊上(75)、油谷伊上(76)、油谷伊上(77)、油谷伊上(78)、油谷伊上(79)、油谷伊上(80)、油谷伊上(81)、油谷伊上(82)、油谷伊上(83)、油谷伊上(84)、油谷伊上(85)、油谷伊上(86)、油谷伊上(87)、油谷伊上(88)、油谷伊上(89)、油谷伊上(90)、油谷伊上(91)、油谷伊上(92)、油谷伊上(93)、油谷伊上(94)、油谷伊上(95)、油谷伊上(96)、油谷伊上(97)、油谷伊上(98)、油谷伊上(99)、油谷伊上(100)

- 油谷新別名(4)、油谷新別名(5)、油谷新別名(6)、油谷新別名(7)、油谷津黄(1)、油谷津黄(2)、油谷津黄(3)、油谷津黄(4)、油谷津黄(5)、油谷津黄(6)、油谷津黄(7)、油谷津黄(8)、油谷津黄(9)、油谷津黄(10)、油谷津黄(11)、油谷津黄(12)、油谷久富(3)、油谷久富(4)、油谷久富(5)、油谷久富(6)、油谷久富(8)、油谷久富(9)、油谷久富(10)、油谷久富(11)、油谷久富(12)、油谷久富(13)、油谷久富(14)、油谷久富(15)、油谷久富(16)、油谷久富(17)、油谷久富(18)、油谷久富(19)、油谷向津具上(1)、油谷向津具上(2)、油谷向津具上(3)、油谷向津具上(4)、油谷向津具上(5)、油谷向津具上(6)、油谷向津具上(7)、油谷向津具上(8)、油谷向津具上(9)、油谷向津具上(10)、油谷向津具上(11)、油谷向津具上(12)、油谷向津具上(13)、油谷向津具上(14)、油谷向津具上(15)、油谷向津具上(16)、油谷向津具上(17)、油谷向津具上(18)、油谷向津具上(19)、油谷向津具上(20)、油谷向津具上(21)、油谷向津具上(22)、油谷向津具上(23)、油谷向津具上(24)、油谷向津具上(25)、油谷向津具上(26)、油谷向津具上(27)、油谷向津具上(28)、油谷向津具上(29)、油谷向津具上(30)、油谷向津具上(31)、油谷向津具上(32)、油谷向津具上(33)、油谷向津具上(34)、油谷向津具上(35)、油谷向津具上(36)、油谷向津具上(37)、油谷向津具上(38)、油谷向津具上(39)、油谷向津具上(40)、油谷向津具上(41)、油谷向津具上(42)、油谷向津具上(43)、油谷向津具上(44)、油谷向津具上(45)、油谷向津具上(46)、油谷向津具上(47)、油谷向津具上(48)、油谷向津具上(49)、油谷向津具上(50)、油谷向津具上(51)、油谷向津具上(52)、油谷向津具上(53)、油谷向津具上(54)、油谷向津具上(55)、油谷向津具上(56)、油谷向津具上(57)、油谷向津具上(58)、油谷向津具上(59)、油谷向津具上(60)、油谷向津具上(61)、油谷向津具上(62)、油谷向津具上(63)、油谷向津具上(64)、油谷向津具上(65)、油谷向津具上(66)

二 区域の範囲
 次の図のとおり
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

平成二十七年三月二十四日印刷
平成二十七年三月二十四日発行

発行人

山口県知事

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）